(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボッチャ協会(以下「当協会」という。) における アスリート委員会(以下「委員会」という。) について定める。

2 委員会は、当協会定款第 55 条 3 項に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方 法等は、この規程の定めるところによる。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、ボッチャ競技に関連するあらゆる事案について、当協会に登録する会員 (ただし現役の選手に限る。以下、単に「選手」という。)の意見を取りまとめ、当協会の 意思決定機関に反映するとともに、選手の育成並びにボッチャ競技の普及発展に寄与する ことを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、理事会の諮問に応じ、または、委員の発案 により、次の各事項について協議し、選手を代表する意見を形成し、理事会に答申または報 告する。

- (1)アンチドーピング及びクラス分けの教育や啓発に関すること
- (2)競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (3)パラリンピックムーブメントの推進活動に関すること
- (4)育成選手のサポート環境の整備・改善に関すること
- (5)選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (6)選手のコンプライアンス啓発に関すること
- (7)ボッチャ競技の社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (8)協会主催事業に協力しボッチャ競技の普及発展に寄与すること
- (9)JPC アスリート委員会との協力・連携に関すること
- (10)その他選手に関すること

(構成)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 1名 副委員長 1名~2名 委員 7名以内

ただし、委員は、現役選手男女各 1名以上・選手経験者男女各 1人以上、外部有識者 2 名 以内とする。

- 2 委員長は、理事の中から理事会の承認を得て代表理事が委嘱する。
- 3 副委員長、委員は、理事会の承認を得て代表理事が委嘱する。

(委員の資格)

- 第5条 現役選手は、年齢が14才以上で、かつ、当協会の登録競技者のうち当協会主催 大会及びパラリンピック又は世界選手権大会に過去4年以内に出場した選手とする。
- 2 選手経験者は、当協会の登録競技者で当協会主催大会及びパラリンピック又は世界選 手権大会に選手として出場した経験を有する者とする。
- 3 委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者でなければならない。

(任期)

- 第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 2 委員長、副委員長又は委員が、補欠又は増員により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、 その職務を行う。

(委員会の開催)

- 第7条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する。
- 2 委員は、必要に応じ、委員の半数以上の承諾を得て、委員長に対し、いつでも委員会の開催を求めることができる。
- 3 代表理事及び事務局長は、委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第8条 委員会の議長は、委員長とする。委員長が何らかの理由で委員会に出席できないときは、副委員長が議長となる。

(決議)

第 9条 委員会の決議は、議長を除く委員(議長を務めない副委員長を含む)の過半数(委任状による出席を含む)が出席し、その出席者の過半数をもって決議とする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(活動計画等)

- 第10条 委員長は、委員会の年間の活動計画及び予算を策定するものとし、理事会の承認 を得なければならない。
- 2 委員会の活動(会議を含む)に必要な旅費については、当協会で定める旅費規程の定めるところによる。

(事務局)

第11条 委員会の事務は、当協会の事務局が行う。

附則

- 1.この規程の改廃は、理事会の決議による。
- 2. この規程は、2019 年 9 月 1 日から施行する。
- 3.この規程は、一部改訂し、令和7年7月30日から施行する。